

産業構造審議会商務流通情報分科会製品安全小委員会電気用品整合規格検討WG の新たな設置について

平成 2 5 年 1 2 月 5 日
経済産業省商務流通保安 G
製 品 安 全 課

1. 設立背景・理由

この度、技術基準の仕様規定を改めて「性能規定」とする等、電安法の規制体系を抜本的に見直すこととし、本年7月1日に「電気用品の技術上の基準を定める省令の全部を改正する省令」を公布した（平成26年1月1日施行予定）。

これにより、電気用品の安全を確保するために必要な本質的な性能要求のみを省令で定め、当該性能を満たすための具体的な手段、方法などの詳細については、事業者の自主的な判断に任せる仕組みとした。ただし、性能規定化された省令の要求事項だけでは、事業者に混乱を招くおそれがあるため、当面の間、改正省令の要求事項を満たすものとして、これまで省令等で規定していた技術基準等を「解釈通達」として国が示すこととした。

この解釈通達は、上記技術基準について、今後、J I S 等公的規格を国が採用した「整合規格」に置き換えていく予定としており、平成26年1月1日の施行までに、この規格原案が技術基準省令に適合し整合規格として採用するスキーム・審査手順・審査基準を作成する。また、規格原案を整合規格として採用すること等を検討する場として、産構審製品安全小委員会の下に「電気用品整合規格検討ワーキング・グループ (WG)」を設置する。

2. 電気用品整合規格検討WGの概要

①審議内容

電気用品整合規格検討WGは、J I S 等の規格原案が電安法の技術基準が求める要求事項を満たしたのとなっているかを技術的な観点から審査する場であり、電気用品及び安全に関する高度な専門的・技術的な知識と知見が必要となる。

規格原案提案者から提出される提案関係書類及び、国が行った技術評価結果を基に、審査基準に則って、規格原案の技術基準への適合性について技術的知見に基づいた合理的な手法により、評価等を行う。

②審議スケジュール

平成26年1月 第1回WG開催予定

平成26年度以降、定期的（年に2～3回）にWGを開催する予定

③委員等構成案

次のような分野の代表・専門家（10名前後）で構成

- ・電気用品の各分野
（設備、回転機、絶縁、自動制御、電気製品など）
- ・IEC や ISO などの国際標準化

- ・電気製品の認定認証
- ・リスクアセスメント
- ・EMC
- ・消費者

④組織構成案

